

特許証

(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第5552721号

(PATENT NUMBER)

発明の名称
(TITLE OF THE INVENTION)

炭水化物性食品の血糖反応を低減する製品

特許権者
(PATENTEE)

マレーシア, 46200, スランゴール,
ペタリン ジャヤ, オフ ジャラン ティ
ムール, ペルシャラン バラット, ナンバ
ー18, ピージェイ タワー, センター,
アンコーブ トレード, トゥウェルブス
フロア, ユニット 1201

国籍 マレーシア

ホリスタ バイオテック エスディー
エヌ. ビーエイチディー.

発明者
(INVENTOR)

ヘンリー, クリスティアニ, ジェ
ヤ, クマール
マニックアヴァサガール, エム.,
ラジェンドラン, ヴイ.

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

特願2011-544389

出願日
(FILING DATE)

平成21年 1月 2日(January 2, 2009)

登録日
(REGISTRATION DATE)

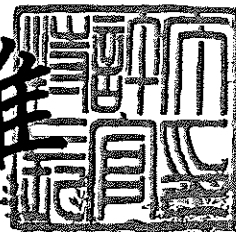
平成26年 6月 6日(June 6, 2014)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

平成26年 6月 6日(June 6, 2014)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

羽藤秀雄



特許証送付先

住所

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 丸の内

内 MY PLAZA (明治安田生命ビル)

9階 創英国際特許法律事務所

氏名

長谷川 芳樹

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第5552721号
 登録日 平成26年 6月 6日
 出願番号 特願2011-544389
 出願日 平成21年 1月 2日
 請求項の数 11
 納付年分 第3年分まで
 受領金額 13,500円
 受領日 平成26年 5月12日

重要 特許料の納付について

・特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。

なお、**第4年分以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願います。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。（**自動納付制度**もありですので、特許庁ホームページを参照してください。）

- ・第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- ・納付期限日までに納付できなかつたときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができま
- ・追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要
- ・追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされま
- ・特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ
<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

特許料納付期限日

納付年分	納付期限日
第4年分	平成29年 6月 6日
第5年分	平成30年 6月 6日
第6年分	平成31年 6月 6日
第7年分	平成32年 6月 6日
第8年分	平成33年 6月 6日
第9年分	平成34年 6月 6日
第10年分	平成35年 6月 6日
第11年分	平成36年 6月 6日
第12年分	平成37年 6月 6日
第13年分	平成38年 6月 6日
第14年分	平成39年 6月 6日
第15年分	平成40年 6月 6日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室
 電話 03(3581)1101 (代表)
 特許担当 内線 2708